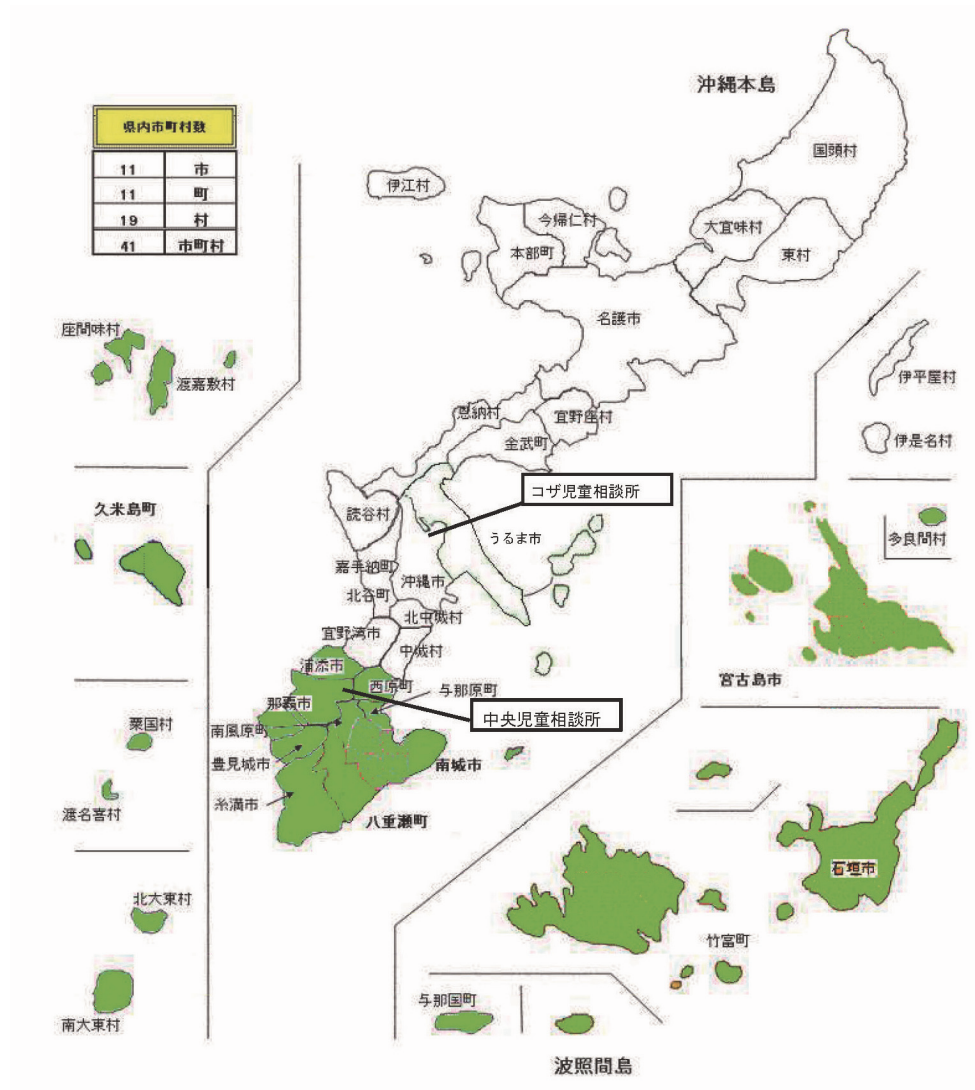


沖縄県

1. 児童相談所の管轄区域



2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み (2019年3月現在)	大分市、中津市、杵築市、国東市、
今後設置予定	臼杵市、豊後大野市
検討中	別府市、日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町

沖縄県南風原町ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 30 年 10 月 22 日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



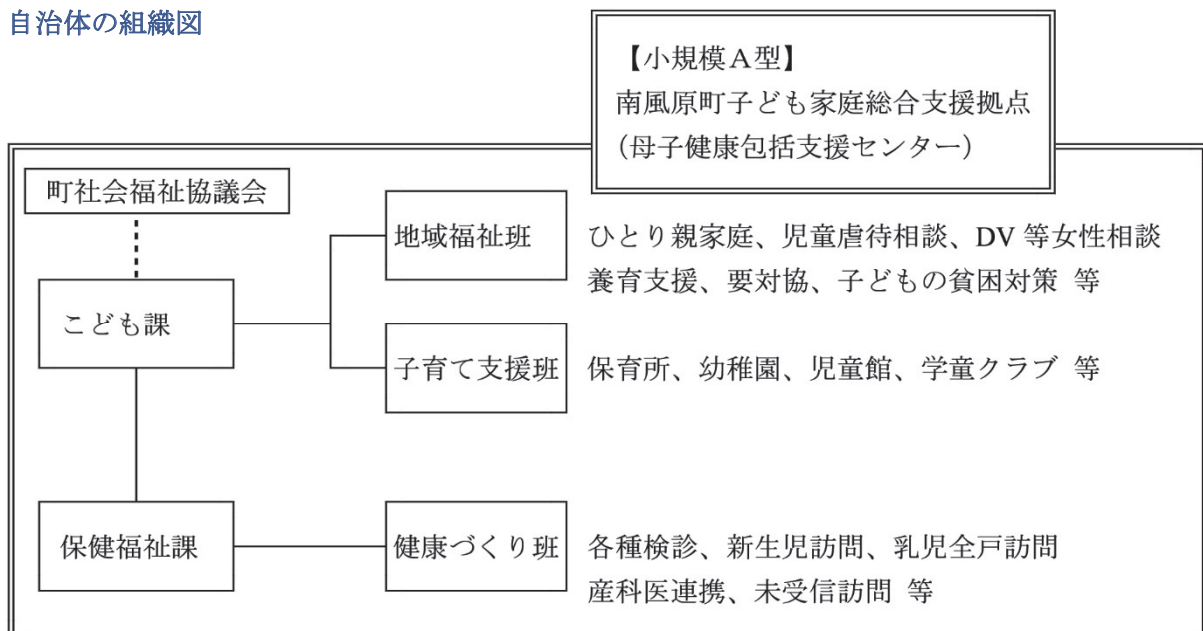
② 面積：10.76km²

③ 人口：39,371 人（平成 31 年 1 月末）

④ 児童数：9,911 人（平成 31 年 1 月末）

⑤ 類型（小規模等）：小規模 A 型

2 自治体の組織図



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

	相談件数	左記のうち 虐待と判断 された件数	虐待と判断された件数の内訳				児相への送 致ケース	一時保護
			身体的	心理的	性的	ネグレクト		
平成27年度	82	13	7	0	0	13	0	0
平成28年度	127	12	3	3	0	6	1	3
平成29年度	131	15	6	8	0	1	0	2

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①南風原町では、別添「資料①」のように各関係機関から案件が挙がってきた際に、要支援と判断される場合は住民基本台帳を確認し民生部内（こども課、保健福祉課、国保年金課）の基本的な事項と併せて世帯把握をする。さらに町社会福祉協議会（以下、「町社協」）のCSW、教育委員会（学校）、保育所さらに必要あれば児童館や学童クラブからの情報収集を行い、全体像を整える。

・情報の整理と並行して、重要案件に関しては速やかに児相や警察へ情報提供を行う。

②個別相談に関しては、案件ごとに早期かつ適切な方法により聞き取り調査を行い、個々の状況に応じて関係機関や支援する方々の連携を取るようになっている。

③支援する人が多くならないよう、かつ適切な支援ができる体制を常に考え、町内のさまざまな機関を活用してフォローができるよう総合的な調整を心がけている。

④各種支援に関しては、民生部内で適切な事業の手続きなどを行い、併せて町社協の事業とも連動して寄り添った支援体制を心がけている。また、CSWの専門的な指導が必要な場合にも、町社協と連携して取り組んでいる。

⑤別添「資料②」と「資料③」のように、関係機関をつなぎ合わせて支援を行っている。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

①平成31年度に向けて、別添「資料③」のように、こども課（地域福祉班）の体制を整える予定である。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

- ①平成30年度から母子健康包括支援センター事業として民生部保健福祉課に保健師2人を配置し、妊産婦に対してポピュレーションアプローチを徹底するとともに、病院とも連携しながら早期にハイリスクの方々を把握する体制を整えた。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- ①上記アの関連事業として、平成31年度から、別添「資料③」の体制で、若年妊婦等の支援を強化する準備を進めている。保健師と助産師、社会福祉士などが連携を密にし役割分担も行いつつ、さらに若年妊婦等を支援する居場所として、本町が独自で実施している子どもの孤立対策事業の『こども元気ROOM』「資料④」の活用を図り支援を強化する。

(4) 児童相談所との連携

- ①児童相談所とは常に連携をして支援を行っている。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ①もともと「南風原町要保護児童等対策地域協議会運営要綱」にて、こども課が調整機関の指定を受けているので、これまで通り関係機関との連携で取り組む。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ①別添「資料③」のとおり、町内の関係機関、人的資源の連携で取り組みを進めていく。また、発達支援についても「資料⑥」のとおり作業療法士（OT）を活用した取組も進めている。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



↑ (写真1) 本庁舎内 こども課

4 研究チームからのコメント

人口4万弱、児童人口1万人弱であり、顔が見える関係が築ける自治体規模で、子どもにかかわる機関が相互に集まり、次々に連携し、子どもを中心に添えた地域づくりをしていこうという気概にあふれている。ヒアリング時には今後包括支援センターと支援拠点整備を行っていくとのことであったが、実際は、支援拠点としての相談・ソーシャルワーク機能は十分果たしているように思えた。具体的に、特徴的な取組みをいくつか挙げる。

まず、福祉と教育とが連携した子ども支援としてあげられるのが、作業療法士の活用である。作業療法士は、直接子ども支援を担うのみでなく、保育園や学校における保護者の心配（発達の遅れなど）にも応えることが出来る。さらに、保護者らの不安にどう答えるかという現場の保育士や教員の相談に応じるなどの役割も期待されている（3/4小学校に配置）。

次に、子どもの貧困・孤立対策の一つとしてNPO法人の運営する「元気 ROOM」が特徴的である。平成31年度から元気 ROOM の支援スタッフに加え新たに助産師を活用し、保健師との連携を行いながら、若年妊婦の望まない妊娠などによって子どもの虐待や貧困が生じてしまうのを防ぎ、若年妊婦の居場所づくりと支援強化を行なう予定である。

こうした南風原町の子育て支援の取組みは参考資料として添付したイラストを用いた図で示されており、関係部署の職員同士の理解にも役立っているといえる。

なお、課題もあげられる。全国的な課題としてあげられているが、前述の作業療法士然り、保育士不足然りとのことである。

また、今後の取組みとして、現在「ホームスタート事業」を検討しているとのことである。

市民の中でも子育て支援への協力を考えてはいるがどうしたらいいのか分からないといった人たちをマッチングさせる。このホームスタート事業と宮平保育所、ゆうな園、子育て支援センター事業、助産師の間の連携を強化することでより充実した支援体制の構築を図って行こうとしている（添付参考資料参照。ただしその際にも保育士不足はネックとなる。）。また、作業療法士の人材育成の課題への対応策として、沖縄県、大学、町などが連携して整えた人材育成プログラムの「地域子どもを支援するインクルーシブ教育推進人材育成プログラム」が行われている。約半年間の座学での知識を得て、その後現場での実績を積むことで作業療法士のスキルアップに努めている。今後は、スキルアップした作業療法士の地域認定資格も検討している。小さな町の大きな挑戦に最大限のエールを送りたい。

研究代表 鈴木秀洋

	人数	学年別	人数	内訳	
				男子	女子
未就学児	76	保育園申請中・未申請	18	10	8
		保育園児	40	19	21
		幼稚園児	18	11	7
小学生	187	小1	18	10	8
		小2	34	15	19
		小3	32	13	19
		小4	22	16	6
		小5	42	21	21
		小6	39	22	17
中学生	116	中学1	40	20	20
		中学2	41	20	21
		中学3	35	20	15
高校生	66	高校1	36	15	21
		高校2	18	9	9
		高校3	12	2	10
中卒者 (高校中退者)	56	中卒	56	22	34
高卒者	11	高校卒	11	3	8
合計人数	512		512	248	264

きっかけ	人数	内訳	
		窓口	人数
学校	313	教育委員会主催会議 (心の相談員含む)	148
		SSWR/PTA相談員	67
		小・中学校	41
		高校	57
児童館	93		
学童	21		
こども課 訪問・相談	42		
社協	18		
南部福祉事務所	8		
他(医療機関・役場)	17		
合計	512		

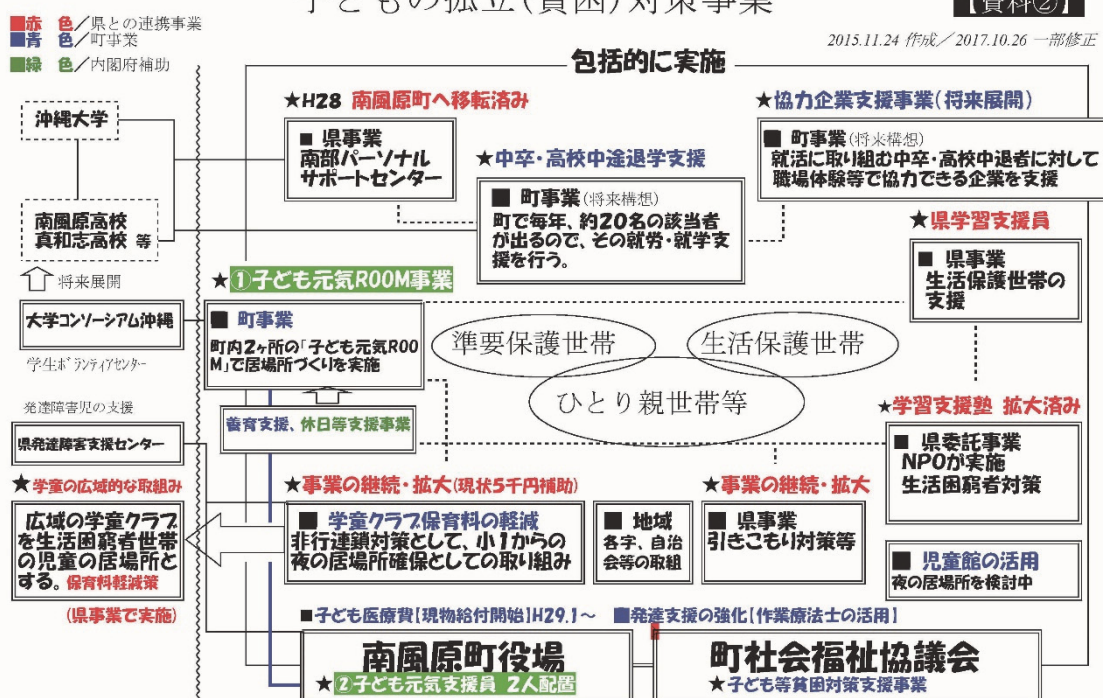
複雑な家族構成		人数
ひとり親世帯		183 (75世帯)
内訳	母子世帯	181 (64世帯)
	父子世帯	22 (11世帯)
祖父母 ステップファミリー等		95 (91世帯)

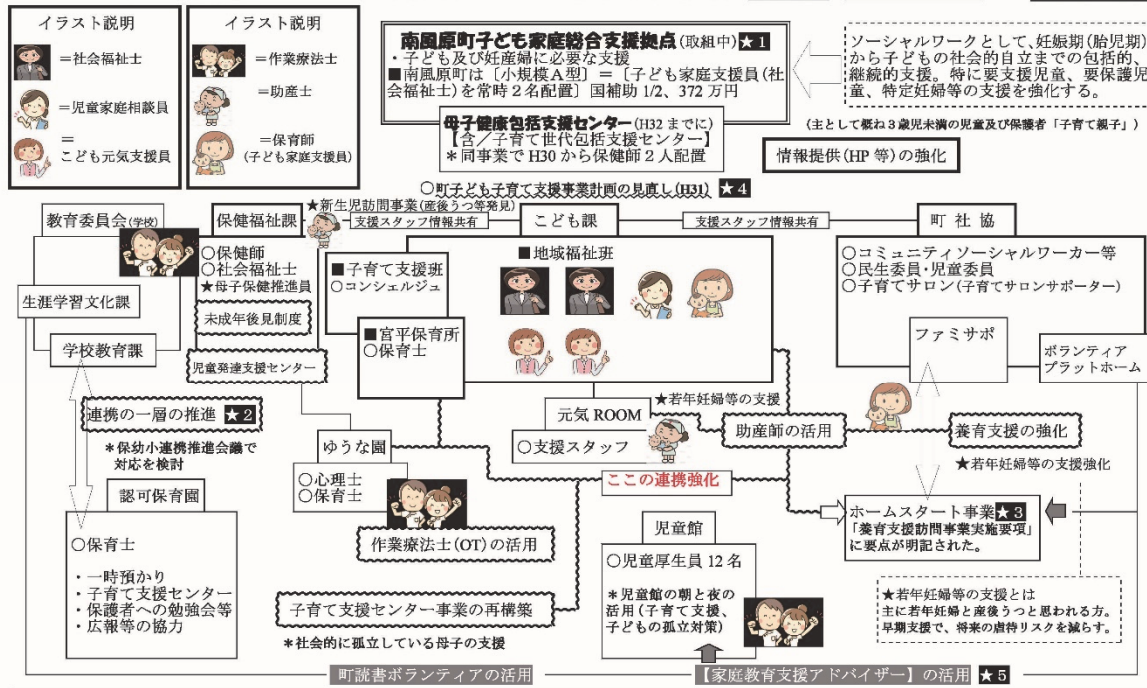
・養育環境・生活困窮(初以外等)	167
・虐待疑い、DV疑い等	40
・不登校、登校しぶり	182
・発達障がい	36
・他(進路/交友関係/特定妊婦/問題行動)	87
合計	512

*ネグレクトのほとんどは積極的なものではなく、保護者のダブルワークや養育能力に課題を抱える状態が多い。
*ステップファミリーとは、両親とも、または両親どちらかが子連れで再婚した家族。

世帯数 226
元気ROOM利用 16世帯 31名 (H30.4.9現在)

子どもの孤立(貧困)対策事業





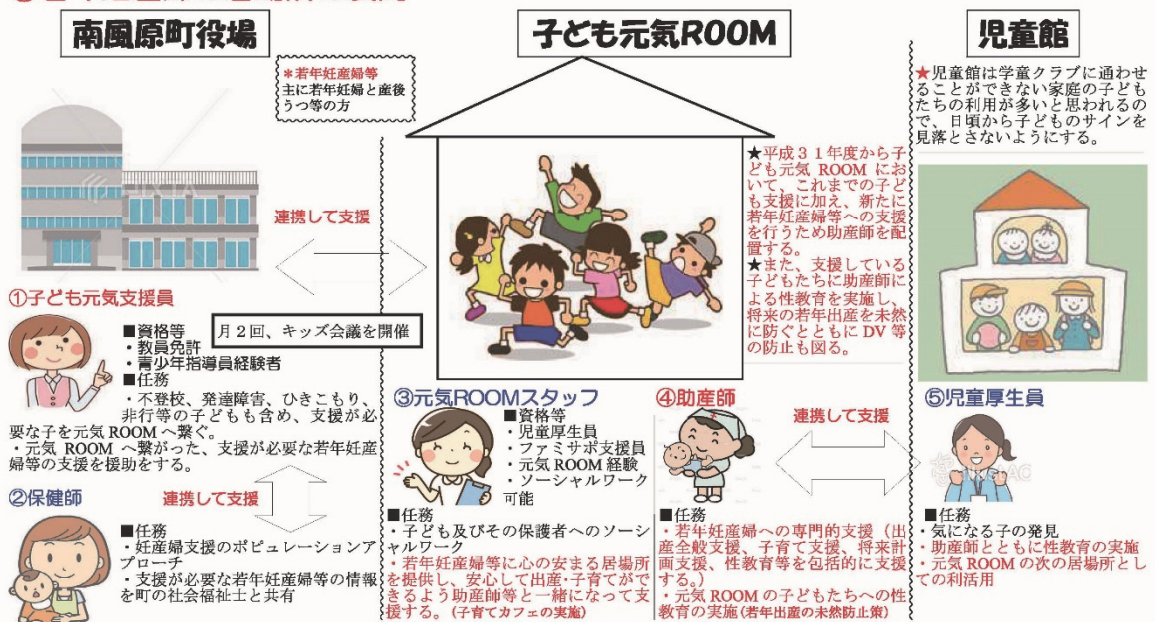
平成31年度「沖縄子供の貧困緊急対策事業」(南風原町)の新たな取り組み **【資料④】**

～ 手厚い支援が必要な子供(若年妊婦等)への支援の強化 ～

2019.01.17 版

- ①拠点型子供の居場所の整備
 ②若年妊産婦の居場所の展開

【赤色が新規の配置や取り組み】【青色は既存の配置】



沖縄子供の貧困緊急対策事業(南風原町) 平成28年度～

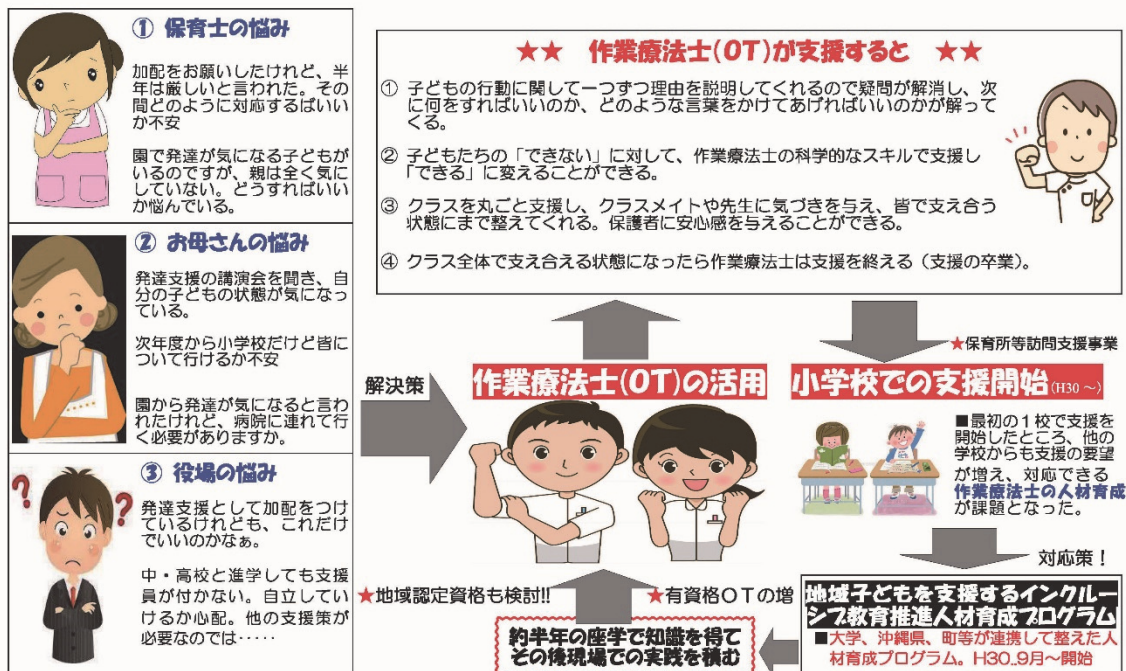
【資料⑤】



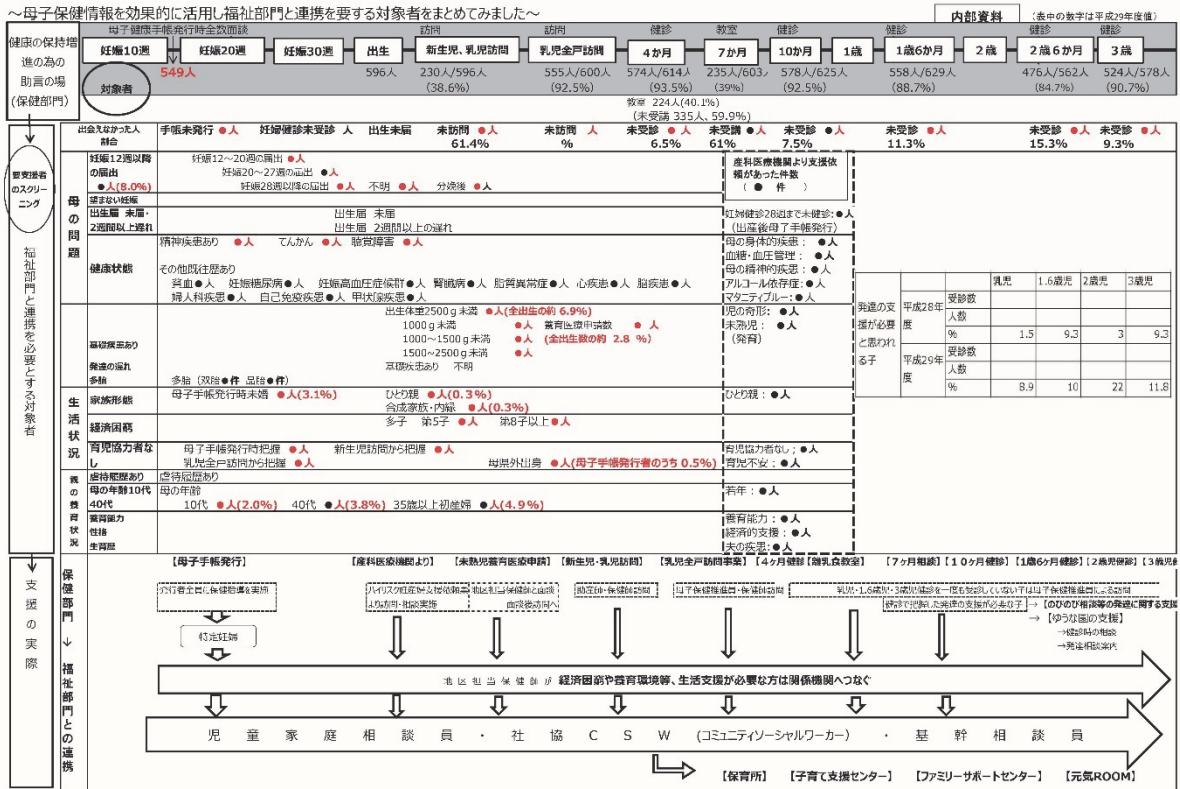
作業療法士による福祉と教育が連携した子ども支援(南風原町)

【資料⑥】

～障害のある子と家族、そして学校の先生をもっと元気に～



～母子保健情報を効果的に活用し福祉部門と連携を要する対象者をまとめてみました～



沖縄県那覇市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 30 年 10 月 22 日

1 那覇市の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



↑ (図 1) 沖縄県内における那覇市の位置

② 面積：39.98km²

③ 人口：319,435 人（沖縄県内 1 位）

④ 児童人口：60,423 人（沖縄県内 1 位）

⑤ 類型：中規模

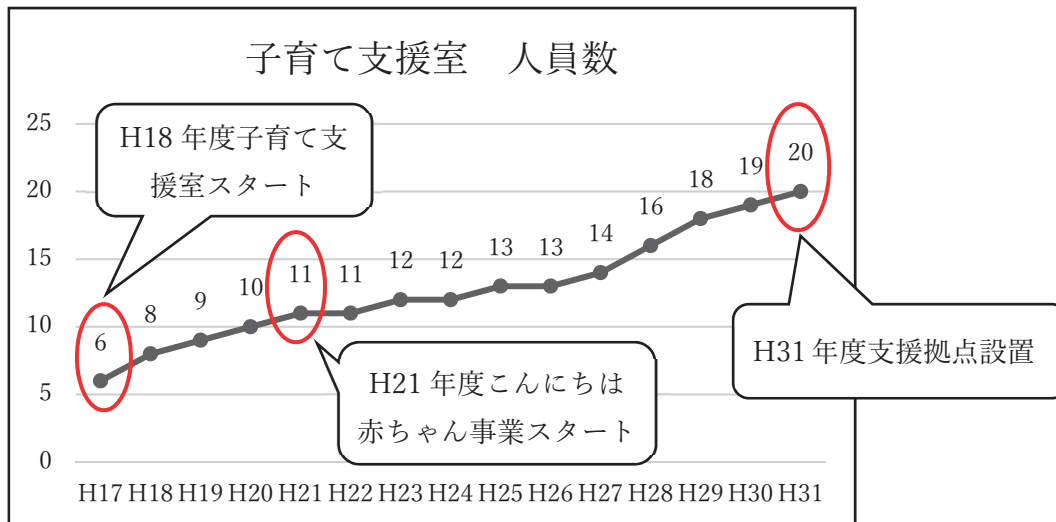
2 那覇市の支援体制

(1) 人員配置<こどもみらい部子育て応援課子育て支援室>※平成 30 年時点

	人員	人数
常勤 (計 6 名)	室長	1 名
	虐待対応職員	4 名
	保健師	1 名
非常勤職員 (計 13 名)	家庭相談員	8 名
	虐待対応専門員	—
	こんにちは赤ちゃん	2 名
	育児支援専門員	2 名
	子育て世帯自立支援員	1 名

那覇市の子育て支援は、こどもみらい部子育て応援課子育て支援室が行っている。昭和 48 年に設置された家庭児童相談室を平成 17 年度より子育て支援室に名称を変更した。子育て支援室の主な業務は、①子ども家庭支援全般に関わる業務（実情の把握、情報の提供、相談などへの対応、総合調整）、②要支援児童への支援業務、③関係機関との連絡調整、④要保護児童対策地域協議会事業、⑤乳児家

庭全戸訪問事業、⑥養育支援訪問事業、⑦短期入所生活援助事業である。このうち③では支援拠点が調整機関の主担当機関を担うことで円滑な連絡調整を行っている。



人事部による理解もあり、子育て支援室の人員数は年々増加している。来年度（平成 31 年度）には非常勤職員の虐待対応専門員 2 名と養育支援訪問事業の支援員 1 名が増加、子育て世帯自立支援員が 1 名減少し、合計 21 名の配置になる予定である。また平成 29 年度には家庭相談員の給料の水準を引き上げ、正規職員（心理職）1 名と家庭相談員 1 名を増員した。平成 30 年度の家庭相談員のうち 2 名は主任であり、最長 5 年間主任として勤務することができる。那覇市では、家庭相談員として 5 年間、主任として 5 年間、合計 10 年間務めてもらうことで新しく配属になった人にノウハウを伝えてもらい、様々なケースに対応できる職員の確保に努めている。

(2) 相談施設・設備<那覇市役所>

↓ (写真 2) 個別相談室



↑ (写真 1) 子育て支援室



(写真 1) の場所での相談も可能だが、個別相談希望者のために子どもの遊ぶスペースもある相談室も設置されている。(写真 2,3,4)



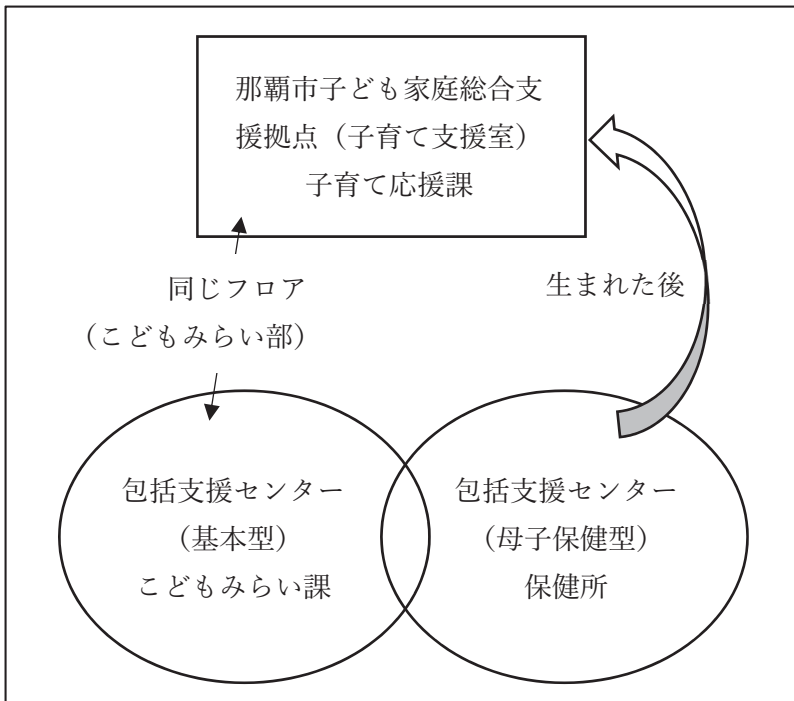
← (写真3) 個別相談室内の
キッズスペース

個別相談室内は職員デスクにもつながっていて、その場ですぐに必要な対応を取ることができる工夫がなされている。



↑ (写真4) 個別相談室内

(3) 子育て包括支援センターとの連携



← (図2) 子育て包括支援センターとの
連携イメージ図

那覇市子ども家庭総合支援拠点（子育て支援室）と包括支援センター（基本型）は同じフロアにある。基本型の包括支援センターは主に利用者支援事業を担当している。また、保健所には母子保健型の包括支援センターがある。母子保健型の包括支援センターでは、子どもが生まれる前の時期を担当し、子どもが生まれた後は子育て支援室や基本型の包括支援センターにケースが移される。母子保健型の包括支援センターでのケースを、どちらにどんなケースを持っていくかなどの連携会議が年に2回三者会議として開催され、連携の強化を図っている。

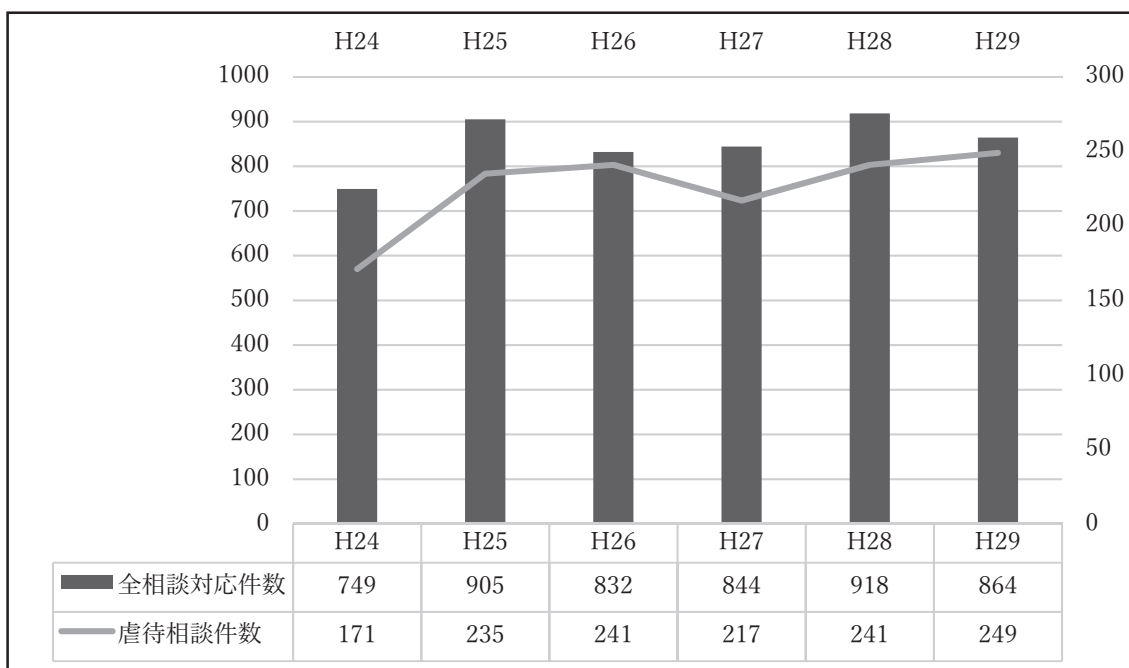
る。特に基本型の包括支援センターと子育て支援室の連携強化が今後の課題の一つとして挙げられている。



← (写真 5)
子育て世代包括支援センター

3 那覇市の現状

(1) 那覇市の相談件数の推移



平成 24 年度まで 200 件以下だった虐待相談件数が、平成 25 年度以降は 200 件を超えるようになった。平成 28 年度の詳しい内訳を見てみると、「身体的虐待」が 51 件、「性的虐待」が 9 件、「心理的虐待」が 73 件、最も多かったのが「ネグレクト」で 108 件となっている。沖縄県では、若年妊婦や県外からやってきた身寄りのない人が多く、心理的虐待やネグレクトが特に多くなってしまっている原因の一つなのではないかと考えられる。

(2) 相談種類別の件数 ※平成 28 年度実績

種類別	件数 (件)	割合 (%)
養護相談	549	59.8
児童虐待相談	241	

	その他の相談	308	
保健相談		5	0.5
障害相談		18	2.0
非行相談		6	0.7
育成相談		127	13.8
その他の相談		213	23.2
計		918	100

4 今後の課題

那覇市では、校長職、教育委員会などを経験した市長や人事部などの理解もあり、子育て支援室の人員は確保されているイメージがあるが、養育支援家庭訪問事業などの専門員の不足が課題として挙げられている。給料水準の引き上げなどを行い対応はしているが、今の体制を維持し、子育て支援のノウハウの継承も課題になっている。また、子育て支援室と基本型の包括支援センターとの連携が課題となっている。

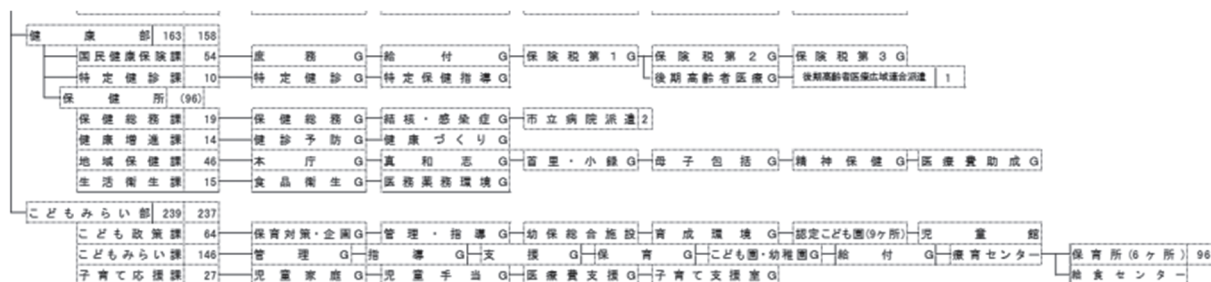
5 研究チームからのコメント

沖縄県下で最大の都市であり、様々な人の流れがある街である。相談者の属性や悩みも様々である。那覇市では、母子保健部門と子ども福祉部門の連携を重視している。支援拠点の重要性に関しては、自治体トップ（人事部）が十分な理解を示しており、人員配置等に関しては年々充実している。

ただし、相談件数の増加もあり、それに対応して、現状の体制をより充実させていけるか。拠点としての力量の維持向上も課題である。正規職員には、異動があるため、非常勤の専門職員に長く務めてもらいノウハウを職員にも伝承してもらうことが重要と考えている。そのためには、給与水準を今後も相当程度挙げていくことも必要と考える。妊婦や母子へのファーストコンタクトを担う保健部門とは一層の連携が必要であるとのことであり、那覇市ほどの規模を有する自治体では、個々人というよりも組織としての連携のルール作りが大切となろう。

研究代表 鈴木秀洋

資料



第3 おわりに

目黒区虐待死事件、野田市虐待死事件その他大きく報道される虐待事件が続いている。

児童虐待対応というと、とかく児童相談所の強化策が注目されがちである。しかし、実は、市区町村が果たしてきた役割が非常に大きいのである。市区町村が子ども家庭支援全般に係る業務を地域で担うことが子どもと家庭を救ってきたし、今後も救っていくことになる。その意味で、国が **2022年度までに全市区町村**で、子ども家庭総合支援拠点を整備するとの方針を打ち出した意義は大きい。市区町村における子ども家庭総合支援拠点が、地域の在宅支援の中核となり、子育て世代包括支援センターと連携し、かつ、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、妊娠期から18歳に至るまでの継続的な支援を担い続けるのである。

この報告書は、その意味で、全国の様々な自治体の「今」を明らかにしてきた。支援拠点の業務は、相談やソーシャルワークであるといっても、では他の自治体はどのような体制で、どのようにやっているのか、その具体事例を知りたいとの声をずっと聞いてきた。

そのため、ヒアリング調査の手法としては、なるべく規模や地理条件等が異なる多くの自治体にヒアリング調査をし、その度に支援拠点の意義を語り、支援拠点が広がる手法について意見交換し、他の自治体の事例紹介もしてきた。そして、この報告書への自治体の例の掲載に当たっては、「どのような体制を築けばよいのか未だに悩んでいる」という自治体には、その悩みを吐露してくれる方が他の自治体の参考になるのではという形でヒアリングに応じてもらった。「特別な取組みはしていませんよ」という自治体には、児童虐待対応に特別な取組みはないということをお他の自治体にもわかってもらった方がよいのではないかとお願いした。時間が限られる中であつたが、より多くの自治体の支援拠点の形を紹介することが他の自治体の参考になるし、それが2022年までに全国設置とされる支援拠点を研究テーマに設定している私の役目であろうと考え、とにかく多くの支援拠点（現在目指している自治体を含む。）を訪ねさせていただいた。

日々の虐待対応で忙しい中時間を割いてくださった自治体担当者の方にこの場でお礼を申し上げたい。

なお、このヒアリング調査は、市区町村を対象にしているために、直接県の取組を挙げたわけではない。しかし、支援拠点整備には、車の両輪としての県のバックアップが不可欠である。ヒアリングに際し、市町村への説明会や意見交換の機会を設定していただき、またヒアリング自治体に案内・同席し、一緒に支援拠点作りにアイデアを出し合ってくくださった県の担当者（特に、宮城県、福島県、静岡県、奈良県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、大分県、沖縄県）の方にお礼を申し上げたい。

県の取組については、スタートアップマニュアル（32頁～）に紹介している。

【研究成果】

本報告書は、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究」の研究成果を掲載するものであるが、このヒアリングの研究成果を踏まえて、同時に「**市区町村子ども家庭総合支援拠点設置スタートアップマニュアル**」を策定している。平成 30 年度の研究成果としては一体のものとして参照されたい。

また、平成 29 年度の「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究」報告書を併せ参照することで、より支援拠点の法制度設計の経緯・課題・展望を含む総合的かつ一体的な研究成果と認識してもらえるものとする。

平成 30 年 3 月 17 日 研究代表 鈴木秀洋

第2 支援拠点 [総論・概要]

1 支援拠点 (参考) 児童福祉法 (以下「法」という) 10条の2 の機能 (定義・意義・役割)

- (1) **地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性もった機関・体制 (状態)**
 - ※ 虐待対応のみでない。すべての子ども・家庭の相談を受ける。
 - 児童相談所自治体はその機関の充実が求められる。
 - ※ 子ども支援のための専門性を有する
 - 専門性を有するための人的配置基準 (次頁) を参照
- (2) **地域の資源を有機的につないで (ソーシャルワーク機能) 在宅支援**
 - ※ 要対協の主担当機関としての役割・要対協を活用するとの視点
- (3) **原則として18歳までのすべての子ども (とその家庭及び妊産婦等) を切れ目なく継続的に支援**
 - ※ 年齢による切れ目と支援機関・組織としての切れ目を生じさせないよう
 - 特に包括支援センター (母子保健部門) と子ども部門との一体性の構築 (ハード面・ソフト面)
- (4) **個人ではなく、チーム (組織) で支援する体制 (人的資源等) の構築・運用 (参考) 法10条4項**
 - ※ チームにするための国の補助金や都道府県のバックアップによる体制整備
- (5) **支援拠点が担う四つの業務内容 (参考) 法10条1項1号~4号等**
 - ① 子ども家庭支援業務にかかわる業務
 - ② 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊産婦等への支援業務
 - ③ 関係機関との連絡調整
 - ④ その他の必要な支援
 - ※ 詳細は「4 業務内容」12頁参照
 - ※ ほとんどの子どもに関する担当部署で行っている業務であり、そのレベルが問われることにならう。
- (6) **支援拠点と児相との役割の相違**
 - ※ 支援拠点は上記役割を果たし、児相の下部機関ではない。役割が異なる対等機関である。
 - ※ 児相を配置したから拠点の機能を包含していることにはならない。
 - むしろ、支援拠点は、在宅・面支援 (という土台) なしでの児相の一時保護・介入強化では長期的に子どもと家庭を守ることが不可能であるとの拠点を有することが重要である。支援拠点と児相の役割とは子どもの命を守る車の両輪となる。

第4 参考資料

1 支援拠点スタートアップマニュアル抜粋

2 支援拠点に関して (想定されている人口規模と人員配置基準等モデル)

2 支援拠点に関して (想定されている人口規模と人員配置基準等モデル)

自らの自治体の支援拠点としての規模を確認してみよう (詳細は本稿25頁)。

※ (注) 後述するように補助金支給要件であり、必ずしも下記人員配置基準がない限りは拠点機能がなくないということではないが、まず自らの自治体の規模等を確認しておこう。

<自分たちの類型は? >

類型	人口規模	該当する類型に○
小規模A型	児童人口概ね0.9万人未満 (人口約5.6万人未満)	
小規模B型	児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満 (人口約5.6万人以上約11.3万人未満)	
小規模C型	児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満 (人口約11.3万人以上約17万人未満)	
中規模型	児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満	
【中規模市部】	(人口約17万人以上約45万人未満)	
大規模型	児童人口概ね7.2万人以上 (人口約45万人以上)	
【大規模市部】		

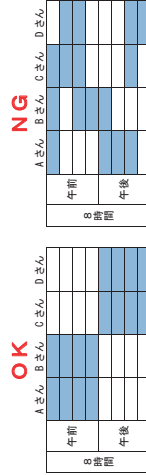
<どのような職員を配置する? >

該当類型に○	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模A型	常時2名 (1名は非常勤可)	—	—	—
小規模B型	常時2名 (1名は非常勤可)	—	常時1名 (非常勤可)	常時2名
小規模C型	常時2名 (1名は非常勤可)	—	常時2名 (非常勤可)	常時3名
中規模型	常時3名 (1名は非常勤可)	常時1名 (非常勤可)	常時2名 (非常勤可)	常時4名
大規模型	常時5名 (1名は非常勤可)	常時2名 (非常勤可)	常時4名 (非常勤可)	常時6名

※唐待加算あり

— (子ども家庭支援員における常時配置の考え方の一例)

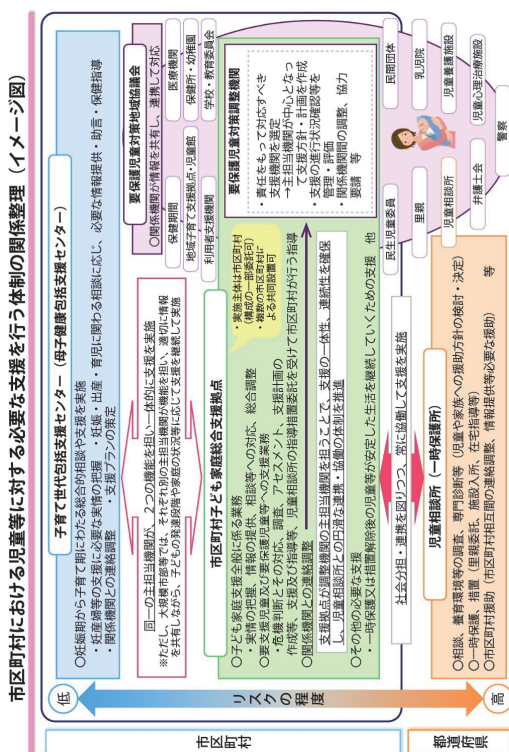
・配置基準2名の拠点到兼任職員4名 (拠点業務50%) を配置する場合



⇒ 兼務職員だからNGということではなく、拠点職員としての常時配置になっていない兼任職員が結果的に専任・常勤2名分 (80時間) のはたらきをしているだけでは不十分。拠点で求めるのは、「拠点職員を常時の配置」なので、兼任職員を配置するということがあれば、あらかじめ拠点業務の専任時間を区切って、常勤○名という基準を満たすものであることが必要。

・なお他の具体的な例示 (4ページ) については28頁参照

3 支援拠点を開設する場合の関係機関 包括支援センター(青)との関係、要対協(紫)の活用、児相(オレンジ)との関係



※ 県庁舎作成 (イメージ図)
 ※ 自治体ごとに上記図の構成は変わります。地域ごとに発展させることが望まれる。
 ※ (参照) 井上登生作成図 後述注

- 次項以降で以下(1)~(5)について詳解する。
- (1) 子育て世代包括支援センター(利用者支援事業(母子保健型))との関係 (6・7頁)
 - (2) 要保護児童対策地域協議会の活用 (8頁)
 - (3) 児童相談所との連携、協働 (9頁)
 - (4) 地域の関係機関、地域における各種協議会等との連携 (10頁)
 - (5) 家庭児童相談室との関係 (10頁)

(1) 子育て世代包括支援センター (利用者支援事業 (母子保健型)) との関係 (ガイドライン81頁、要綱5(2)②)

要件	具体例
① 【原則】子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の機関が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる。	下記①~④を総合考慮して一体性が確保されているかが判断される。 ① ハード面:同一建物・同一窓口(岩国市) ② ソフト面:指揮命令系統の統一 ③ 法制面:内部要綱・要領等で一体化について明記すること ④ 情報面:情報共有の定式化 例えば、月に2回以上ケース会議を行いケース共有する(その後の役割分担)等の定めを設けている。
② 【例外(別の機関が機能を担う場合)】適切な情報共有、子どもの発達段階・家庭状況等に応じた連携対応。継続支援が行える体制整備(漏れを防止するために担うべき機能を所掌事務等で明確化するなど)すること。	(具体例)建物・窓口の面でも、また組織系統の面でも健康福祉部内の組織として一体化連携を図る例(加賀)、建物・窓口の面での一体性はないが、頻繁に行き来して連携を行っている例(山口市、南房総市、共管制度を設ける例(米子市)、情報の閲覧制度の例(東広島市、藤枝市))など。

②【子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体的に運営する際の役割分担や効果的な連携方策】について、要綱記載事例を上記(要件)及び(具体例)にまとめている。
 以下では、その後の関係関係協議会決定(列果的連携方策や一体的に運営する際の役割分担)(2018(平成30)年7月20日決定)及び「一体的運用ができるよう要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備」(2019(H31)年3月19日決定)をも踏まえて説明を加える。

- 1.【一体的に運営する際の役割分担】(考え方)
 - ①包括支援センターと支援拠点については、まず、子どもや家庭に関する情報の把握方法に違いが見られ、支援センターでは、妊娠の届出や健診などの母子保健分野における情報収集に強みがある一方、支援拠点では、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能を求めていることから、保着園や幼稚園、学校等の子どもに関わる関係機関との連携に強みがあり、支援拠点は、こうした関係機関からの情報提供を受けることにより、支援が必要な対象者を把握することが多くなっている。
 - 支援センターと支援拠点を一体的に運営する場合、同一の機関(部署)の中でそれぞれの情報収集等を行うこととなり、情報の共有がより円滑になるものと考えられるが、要保護児童、要支援児童、特定妊婦に係る情報を把握した場合の対応については、速やかに、支援拠点に情報を集約することとし、支援拠点は、要保護児童対策地域協議会へのケース登録を行い、当該地域協議会を活用し、関係者間で協議の上、関係機関の適切な連携の下で対応していくことが重要である。
- ②[役割分担(例)]小規模自治体で包括支援センターと支援拠点を同一組織同一射程で捉える自治体も多

いが、包括支援センターと支援拠点とで連携しつつ引き継ぐ形の制度設計を行う自治体は、(i) 年齢基準と(ii) 虐待リスクの程度基準という、二つの基準の一方又は双方を総合的に考慮して役割分担を行い引き継いでいる。どのようにつけ目なく連携できる制度設計をするかは自治体の選択による。

③【設置過程】(i) 包括支援センターをまず立ち上げて、保健師等専門職を確保し、その後の母子保健部門を拡張して支援拠点を整備する手法や、(ii) 包括支援センターと支援拠点を一体のものとして立ち上げる手法、(iii) さらに、包括支援センターと支援拠点が行うべき業務を所掌事務（所掌規則・規程等）に落とし込んで包括支援センターと支援拠点の重なる部分と引き継ぐ部分を明確にしつつ整備する手法等があげられる。

それぞれ、包括拡充型（単取市、千歳市、岩手市等）、包括・拠点一体型（三沢市、広島県が進めようとしている方式）、具体的組織所掌等とし込み型（浦谷町等）という形で参考になるよう。

2. 【効果的な連携方策】（具体例の補充）

①【子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携を強化するための具体的方策としては、同一の機関や同一の場所ですることのほか、(i) 両機関を統括する責任者を配置すること、(ii) 要保護児童対策地域協議会における情報共有のほか、両機関の定期連絡会議を開催すること、(iii) ケースに応じて、両機関が家庭訪問や面談等を共同して実施すること等が考えられる。こうした取組により、より効果的・効率的で、かつ、リスクの程度に応じた適切に相談支援を行うことができ体制を構築していくことが必要である。

②【具体的な連携の工夫】**制度化**しておくことが望ましい。上記具体例において、**ハード面、ソフト面、法制面、情報面**の四つの要件を掲げた。

③【情報面説明付加（具体例）】四つ目の情報面において、さらに説明を加えると、システム上相互に情報閲覧ができるという自治体や、児童虐待部門からは保健部門の健康カルド等を閲覧することが可能であるという自治体、紙ベースで定期的にケースのやり取りをしているなど、自治体ごとに工夫がなされている。

ただし、「一体的運用」がなされているといえるのか否かは、常に支援が必要な子ども側（養育者側）から評価する必要がある。子ども側（養育者側）からすれば、熱心な担当者だけでなく、常にアンテナが張られ必要な支援が継続的になされることを望ましく、その意味では、情報連携に関しては、単に包括支援センターと支援拠点とで会議をしているとか、要対協の構成メンバーであるというだけでは十分でない。その会議は、担当者が変わっても定期的に行われるというように「制度」として自治体内で位置付けられている必要がある。

④【ソフト面説明付加（具体例）】ソフト面の連携の具体例として追加説明しておく。指揮命令系統を統一することも連携としては明確であるが、必ずしも指揮命令が同一でなくとも、包括支援センターと支援拠点とで、ケース対応で**同行**して一体的な業務遂行をする場合もあろう。しかし、果たして自分の仕事のど真ん中なのか、他の組織に引き継ぐべき案件（で手伝っているのか）等について組織間同士での共通認識をチーム全体（全員）で有しておく必要がある。そのためにも福祉部門が母子保健部門に虐待の見立てや**研修**を行ったり、逆に保健部門が子ども福祉部門に医学的な知見を伝えたりというよう日常の仕事や**研修**を通して、顔が見える関係を作っておくことが重要なポイントとなる。

その他にも、**人的交流**の効果も大きなものがある。包括支援センター職員と支援拠点職員を定期的に**異動**させるということをしている自治体がある。そうすることで、包括支援センター又は支援拠点の動き方も想定できるので、バトンが渡しやすいやすくなり、より連携が強固になったとの話を聞くことができた（なお、このマニュアルは、ヒアリング報告書と一体のものであり、さらなる自治体の参考事例については、平成29年度・30年度ヒアリング報告書参照のこと）。

(2) 要保護児童対策地域協議会の活用（**準編5**の⑩⑪頁）

※**要対協の憲章につきガイドライン22頁参照**

※**要保護児童対策会議設置・運営指針（平成17年2月25日鹿児島0225001号参照）**

※**地域の関係機関をどのように見つけ、どうしたら連携できるのか。地域ごとにその具体が重要！**
 ※**どのような要対協を作るかは自治体の裁量！（デザイン力）**

理念・方針	要件	具体例
① 支援拠点が要対協の連絡調整を行う機関 要保護児童対策調整機関を担う ② 関係機関の役割や責務を明確にし、調整し、地域の総合力を高める。 ※要対協のネットワークを活用するためには① 作り込み のマネジメントと② 運用 のマネジメントの両面があることを担当者で意識する。 支援拠点が要対協関係機関との間で情報交換・共有や支援内容の協議等連絡調整を密に行う調整機関（事務局）の役割を果たす。	・要対協を活用（要対協のガイドラインの8つの意義）を挙げておく ・早期発見、迅速な支援開始、関係機関の情報共有、役割分担の共通理解、それぞれの機関の責任体制、支援受ける側のメリット、機関間の境界・分かれ合い →これらについての共通認識をもつ機会を有する。 軍なる情報伝達のみではなく、個別ケースの見立てや評価、役割分担と行動の具体について話し合われているか。 ・その司令塔としての役割を拠点が果たしているか。	子どもの権利を第一とした理念を共有できているか。常にかかると理念に立ち戻る会議指針を共有する工夫がなされているか。 ※ 連携の具体的方法を学ぶことが必要（誰に連絡すればよいのかを知っていることの重要性）
連絡調整		
運営・マネジメント		

更なるグレードアップ

- ① 要対協の構成メンバーの選定、拡大・充実等について見直しを行っているか。
 ※要対協の構成メンバーは変更できないと地域団体に誤った説明をしている自治体がある。
 どの団体・機関を構成メンバーにするかは地域で考えるべき事項である（作り込みのマネジメント）。
 【具体例】子育て支援センター部門の参加（子定）（藤枝市）、地域の弁護士加入により法的アドバイス有効（玉野市）、地域の大学病院、医師会、歯科医師会等と医療ネットワーク部会設置（文京区）
- ② 要対協でどのような案件を扱い、何を決めるのかについて、要綱等で明確にしているか。
 指導・兼護等）との合同研修会の開催（藤枝市）
- ③ 要対協における関係機関のレベルアップや相互理解を進めているか。要対協主催による教育部門（生徒指導・兼護等）の合同研修会の開催（藤枝市）
- ④ 情報共有の範囲及び限界についても関係機関間で協議しているか。
- ⑤ 毎年、年度替わりには新構成員に対して機能の周知をするため、研修の定例化ができるように（大田区）
- ⑥ 拠点による要対協の動かし方の明確化
 【論点】 広げればよいのか？、民間を入れること、当事者を入れることは？
 守秘義務の範囲の検討がなされているか？

※（市町村虐待対応担当室等）の状況調査（H29年度） 全国で106市町村114か所に**支援拠点**が設置されており、設置運営要綱の基準を満たす支援拠点（66市町村 67か所）のうち、兼任する機関（役割）は要保護児童対策調整機関が最も多く（67か所、100%）、次いで家庭児童相談室（46か所、68.7%）となっている。（厚労省）

(3) 児童相談所との連携、協働

(3) 児童相談所との連携、協働(編4(3)⑥ 6頁)

※【重要な理解】

- ・児相と支援拠点は上下関係がなく、また児相が支援拠点に指揮命令をする関係にあるものではない。
- ・児相のケース終結が即支援拠点での支援終結とはならない。支援拠点として地域で継続的支援する理由と手法がある。

理念と方針	要件	具体例
	<ul style="list-style-type: none"> 個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 連携の具体論を詰めているか。 下記定期的な報告の機会を双方設定しているか。 (例) 要対協専門部会(月1回)において情報を共有している。また、必要に応じて個別ケースについて情報交換を行っている。
定例連絡調整	定例的に情報交換や連絡調整の機会を設け、日頃から良好なコミュニケーションを図る	<ul style="list-style-type: none"> 案件の緊急度を見立てて連絡調整の日を決めているか。 次回日程を必ず決めているか。
主担当決め責任の所在	必ず主担当機関を定め、責任を明確にする。緊密な連携のもとに援助又は支援を行う(ケース対応に関する共通理解や問題認識の共有、円滑な情報共有)	<ul style="list-style-type: none"> どの機関が何をやるかの具体論を決めているか。 その決定は担当者が決めたことか、組織としての決定なのか確認する(文京区)
見立ての見直し	ケース対応で相互の意見が違ったときに、ケースの客観的な見立ての見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 当初から見立ての食い違いが生じていることを想定して見直しの機会を設定しているか。 地域への復帰などの場合には、どの関係機関を支援機関とするかについても現状の子どもの様子を共有し決めていくか。 見立ての相違がある場合は、双方の立場で判断した安全最優先の支援を実行しながら、並行して協議をすすめているか(大田区)

更なるグレードアップ

- ①情報の引継ぎの重要性を児相に伝え、その認識のもとで詳細かつ丁寧な地域での対応方針を共有しつつ、行動する。
- ②唐待対応マニュアルの活用や連携技術研修を企画し、各機関に向けて講師派遣する(よい(大田区))
- ③「児相との役割分担と連携」児相との連携強化については、(措置解除前も含めて)実施できていない自治体が相当数の基礎自治体からあげられる。児相側からの一方的な連絡・方針伝達だけでなく、基礎自治体側の声を聞く機会を児相側が設ける必要がある。
- ④市町と児相との間の共通の対応マニュアル(青森県、静岡県、奈良県等)

※市側はマニュアルをよしとして使えるものであるかがポイント

(4) 地域の関係機関、地域における各種協議会等との連携
(5) 家庭児童相談室との関係

(4) 地域の関係機関、地域における各種協議会等との連携(編4(3)⑦ 7頁)

支援拠点では、自らの自治体の様々な関係機関を子どもの命を救うためにつなげるソーシャルワーク機能が求められる。

[問] 地域にどんな機関や資源があり、連絡先を知っているだろうか。

担当者でどれくらい知っているだろうか。

[問] 拠点における日々の仕事の中で又は、研修等で確認し、顔見知りになっているだろうか

(5) 家庭児童相談室との関係(編5(3)⑨ 9頁)

支援拠点は、福祉事務所の家庭児童福祉に関する専門的技術が必要とする相談指導業務を行う既存の家庭児童相談室の機能を包含している。 → 一家児相を核とした拠点整備が想定される((例) 山口市、岩国市、東広島市)。

関連機関	<p>※具体的な機関としては次のような機関があげられる。</p> <p>子どもの権利を守るための支援業務を円滑かつ効率的に実施するために、保健所、市町村保健センター、民生委員・児童委員(主任児童委員)、教育委員会、学校、医療機関、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設・里親、養子縁組家庭、地域子ども・子育て支援事業実施機関、障害児・者相談支援事業所、障害児通所支援事業所、発達障害者支援センター、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、警察、少年サポートセンター、子ども・若者支援地域協議会、(地域自立支援)協議会その他地域の関係機関、地域における各種協議会等</p>
留意事項	特に民間団体との間においては、協定を締結する等にして、個人情報管理の徹底について意識しつつも、積極的な情報のやり取りを行うようにして支援の形の多様化を図っているか。

更なるグレードアップ

- ① 開拓し、それをネットワーク化していくことが大切
[論] 支援拠点は、365日、24時間開設しているものではない。しかし、子どもが日常生活を送るということは、365日、24時間対応が必要であるということである。その視点を忘れてはならない。その意味では中津市、別府市における児童養護施設と市の支援拠点との連携の取組に注目したい。
- ② 上記で掲げた関係機関の他にも当該地域の子どもに関わる機関や団体と積極的に連携を行っているか。
- ③ 支援に必要なサービスを、児童福祉に携わる市民と合同で勉強会を行い、実施団体となるNPO法人立ち上げを支援し(子ども育成支援事業)、また、社会福祉法人の社会貢献事業にメニューを提供する(子ども食堂等)(藤枝市)。水道、新聞組合、東京ガス、地域NPO団体との間でおせっかいネットワークを立ち上げて(要綱)、見守りと連絡会を設けている(文京区)。
- ④ 障害児・者支援団体との連携(2019.3.19「児童虐待防止対策の抜本的強化について」②児童虐待の発生予防・早期発見⑩障害のある子どもとその保護者への支援の強化)
- ⑤ ひとり親家庭支援団体との連携(世田谷区)
- ⑥ 相談対応メニューとして、カウンセリングだけでなく、アートと福祉の連携の例など

第5 拠点設置確認チェックリスト

- 設置運営要綱の支援拠点の4業務について行っていますか。
 (1) 子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
 【レベル1・2・3・4・5】
 - 実情の把握
 - 情報の提供
 - 相談等への対応
 - 総合調整
- 要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
 【レベル1・2・3・4・5】
 - 相談・通告の受付（危機判断とその対応）
 - 受理会議（緊急受理会議）（危機判断とその対応）
 - 調査
 - アセスメント
 - 支援計画の作成等
 - 支援及び指導等
 - 都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導
 【レベル1・2・3・4・5】
- 関係機関との連絡調整（要保護児童対策地域協議会、児童相談所、各種協議会との連携）
 【レベル1・2・3・4・5】
 - 要保護児童対策地域協議会の活用
 - 児童相談所
 - 各種協議会との連携
- その他の必要な支援（解除前の関係機関との個別ケース検討会議の開催等、子どもや家族の定期訪問等、里親への支援等）
 【レベル1・2・3・4・5】
 - 解除前の関係機関との個別ケース検討会議の開催等
 - 子どもや家族の定期訪問等
 - 里親への支援等

- 支援拠点（法10条の2）が、自治体の要綱等で明記されていますか。
 (例) 要綱、要領、処務規程、その他
 【レベル1・2・3・4・5】

- 保健部門と子ども福祉部門との一体性・連携は出来ていますか。
 【レベル1・2・3・4・5】

- (例) ① ハード面 同一建物・同一窓口
 ② ソフト面 指揮命令系統の統一
 ③ 情報面 情報共有の定式化
 (例) 月に2回以上のケース会議・ケース共有する定めあり
 [虐待担当が保健部門の情報を見ることができる]など

- 人員配置標準の要件を満たしていますか。
 【レベル1・2・3・4・5】
 (1) 児童人口に応じて配置【小規模A型・小規模B型・小規模C型・中規模型・大規模型】
 (2) 人員配置標準

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模型				
小規模A型	常時2名(1名は非常勤可)	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名(1名は非常勤可)	—	常時1名(非常勤可)	常時3名
小規模C型	常時2名(1名は非常勤可)	—	常時2名(非常勤可)	常時4名
中規模型	常時3名(1名は非常勤可)	常時1名(非常勤可)	常時2名(非常勤可)	常時6名
大規模型	常時5名(1名は非常勤可)	常時2名(非常勤可)	常時4名(非常勤可)	常時11名

- 業務遂行基準(1の①～④)の業務についての確認
 (1) 児童相談所との間のケースの見立ての食い違いが起らないような見立て評価シートとの共有がなされている。
 (2) 一時保護処分をすべきかどうかの判断ができる(すなわち児童相談所の権限行使前までの活動ができる。拠点が手放す事案の見立てができる)
 (3) 要対協(地域資源)を使って、適宜関係機関間の役割分担を決めることができる。
 (4) 設備(相談室・親子交流スペース・事務室等)・器具(記録等を厳重保管できるもの等)の整備

第6 ヒアリング一覧

ヒアリング市区町村 規模別一覧

規模	平成29年度報告書	平成30年度報告書
小規模A	熱海市 (p.22)、玉野市 (p.27)、南房総市 (p.32)	枅築市 (p.220)、南風原町 (p.254)、香南市 (p.208)、いの町 (p.214)、三次市 (p.20)、浦谷町 (p.28)、伊予市 (p.192)、田村市 (p.46)、三宅村 (p.54)、砂高市 (p.74)
小規模B	加賀市 (p.41)、総社市 (p.46)、千歳市 (p.50)、宗像市 (p.58)、山口市 (p.64)	神戸市 (p.136)、越前市 (p.82)、中津市 (p.230)、袋井市 (p.106)
小規模C	岩国市 (p.74)、大村市 (p.80)	横濱市 (p.100)、米子市 (p.166)、神戸市 (p.136)、相模原市 (p.60)、彦根市 (p.124)、海老名市 (p.68)、藤枝市 (p.110)
中規模	明石市 (p.86)、豊橋市 (p.95)、枚方市 (p.106)、松戸市 (p.116)、港区 (p.127)	那覇市 (p.262)、福井市 (p.90)、鳥取市 (p.142)、福島市 (p.38)、松江市 (p.172)、旭川市 (p.8)、奈良市 (p.130)、神戸市 (p.136)、相模原市 (p.60)、富士市 (p.118)、東広島市 (p.182)
大規模	豊田市 (p.134)、船橋市 (p.140)	松山市 (p.200)、大分市 (p.224)

* なお、ヒアリング当時の組織体制を前提にしている

* 政令市において行政区毎に置かれる例が多い

マニュアル検討会一覧

8月24日		
山口県	子ども・子育て応援局 子ども家庭課 児童課機班	多田雄哉
山口県岩国市	健康福祉部 子ども相談室	室長 吉本和彦
静岡県	健康福祉部 子ども未来局 子ども家庭課 子ども家庭班	班長 鈴木淳
静岡県	健康福祉部 子ども未来局 子ども家庭課 子ども家庭班	主任 伊東沙季
静岡県東藤枝市	子ども家庭課	課長 岡村英志
長野県塩尻市	子ども教育課 家庭支援課	次長兼課長 百瀬公章
新潟県妙高市	教育委員会 子ども教育課 子育て支援係	高橋勉
神奈川県海老名市	健康福祉部 子育て相談課	課長 金指芳子
千葉県南房総市	教育委員会 子ども教育課	主査 鈴木智
東京都千代田区	児童・家庭支援センター	松村秀一
1月19日		
子どもの虐待防止センター		片倉昭子
子どもの虐待防止センター		高田真規子
子どもの虐待防止センター		山川鈴子
2月6日		
千葉県南房総市	教育委員会子ども教育課	主査 鈴木智
愛知県伊予市	子ども総合センター	センター長 土屋和博
愛知県伊予市	市民福祉部子育て支援課	課長補佐 川本英人
大分県	福祉保健部子ども・家庭支援課 子ども育成支援班	中村謙一
大分県杵築市	子ども子育て支援課	岡田陽一
文京区	子ども家庭支援センター 児童相談係	係長 石橋さゆり
滋賀県蒲谷町	子育て支援室	主任 木村侑
アトバイザー	松戸市立総合医療センター 小児科	小橋孝介
2月12日		
山口県岩国市	健康福祉部 子ども支援課 子ども相談室	室長 吉本和彦
新潟県妙高市	教育委員会 子ども教育課子育て支援係	高橋勉
静岡県	健康福祉部 子ども家庭課	班長 鈴木淳
静岡県	健康福祉部 子ども家庭課	主任 伊東沙季
鳥取県	福祉保健部子育て王国推進局 青少年・家庭課	課長補佐 西村耕一
鳥取県鳥取市	健康子ども部(兼子ども家庭相談センター)	次長(所長) 山中八寿子
沖縄県	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 児童育成班	又吉朗隆
沖縄県南風原町	民生部子ども課	課長 前城充
高知県香南市	福祉事務所	副所長 坂本亮子
徳川県越前市	市民福祉部子ども福祉課 子ども・子育て総合相談室	室長 笹田和子
千葉県松戸市	子ども部子ども家庭相談課	課長補佐 秋田敦子
滋賀県蒲谷町	子育て支援室	室長 木村智香子
群馬県三沢市	福祉部児童福祉課	参事兼課長 園芳彦
アトバイザー	大分県中津市 医療法人井上小児科医院	院長 井上登生

他の都道府県等における支援拠点設置のための研修等一覧（30年度）

2018年

8月30日(木)	厚生労働省	全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議
9月7日(金)	岡山県	児童虐待防止等ネットワークの研修会
10月4日(木)	愛媛県	児童虐待防止に関する自治体の取組調査・意見交換
10月17日(水)	沖縄県	市町村研修会
11月6日(火)	鳥取県	市町村児童福祉担当課長等会議及び研修会
11月29日(木)	高知県	市町村向け子ども家庭総合支援拠点説明会
11月30日(金)		日本子ども虐待防止学会 第24回学術集会おかやま大会

2019年

1月29日(火)	厚生労働省	市町村セミナー
1月30日(水)	宮城県	子ども虐待対策連絡協議会研修会
2月5日(火)	静岡県東部	市区町村子ども家庭総合支援拠点研修会
2月6日(水)	文京区	要対協実務担当者会議（子ども家庭総合支援拠点に関する研修）
2月7日(木)	静岡県西部	市区町村子ども家庭総合支援拠点研修会
2月11日(月)		「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2018 宗像
2月13日(水)	静岡県中部	市区町村子ども家庭総合支援拠点研修会
2月15日(金)	福島県	子ども家庭総合支援拠点に関する研修会
3月4日(月)	広島県	市町職員講習会
3月9日(土)	大分県中津市	母子保健事業・養育支援訪問事業研究会

【研究体制】

【研究代表】

日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋

【研究協力（アドバイザー）】

井上登生、山川玲子、小橋孝介

【研究協力（マニュアル作成検討・拠点整備推進）】

宮城県 鈴木優花 福島県 熊坂和美 静岡県 鈴木淳

静岡県 伊東沙季 鳥取県 高橋智鶴 鳥取県 西村耕一

岡山県 井上五月 広島県 川本出 山口県 多田基哉

高知県 村山真一 高知県 西尾敏 大分県 中村康一

沖縄県 又吉朋隆

青森県三沢市 園芳彦 宮城県涌谷町 木村智香子 宮城県涌谷町 木村朱

新潟県妙高市 高橋勉 福井県越前市 笹田和子

千葉県南房総市 鈴木智 千葉県松戸市 秋田敦子

静岡県藤枝市 岡村英志 鳥取県鳥取市 山中八寿子

山口県岩国市 吉本和彦 愛媛県伊予市 土居和博 愛媛県伊予市 川本英人

高知県香南市 坂本充子 大分県杵築市 岡田陽一

大分県中津市 竹下将人 沖縄県南風原町 前城充

東京都大田区 小島美樹

【その他協力 鈴木秀洋研究室ほか】

川口千香子 土橋絵理 井上玲亜 木森麻紀 金菜々子 植村万波 渡部枝里香

金井啓起 野口晴海

文京区 二島克良 文京区 衣斐光

子ども虐待防止センター 片倉昭子 高田真規子 山川玲子

【編集・発行】

日本大学危機管理学部鈴木秀洋研究室

〒154-8513 世田谷区下馬 3-34-1 電話 03-6453-1730

(印刷) 株式会社 サンワ

2019年3月25日発行

【当該報告書（成果）の公表方法】

当該報告書（成果）については、日本大学危機管理学部のホームページに掲載して行う。